

2016年度(平成28年度)

公立図書館における地域資料サービス
に関する実態調査報告書

平成29年3月

全国公共図書館協議会

はじめに

様々な分野でグローバル化への対応が求められる一方で、相対するローカル（地域）の視点もさらに重要視されるようになってきました。

公立図書館においては、「図書館法」第3条の規定にあるように、それぞれの地域に関わる資料を収集し、図書館サービスの柱の一つに位置付けて提供する取組が、早い段階から全国各地で行われてきました。

しかし、近年のデジタル化、ネットワーク化の急速な進展に伴って、この「地域資料」を取り巻く環境が大きく変化しています。

平成21年度以降の、国立国会図書館による資料の大規模なデジタル化や、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号、平成13年告示の改正）で、新たに「郷土資料及び地方行政資料の電子化」に係る規定が追加されたことなどを背景として、全国の公立図書館でも、地域資料を中心に資料のデジタル化・公開に取り組む図書館が増えています。

また、自治体が刊行する行政資料については、紙媒体での刊行を中止し、自治体公式ホームページ上でのみ公開する「ポーンデジタル化」が進み、地域資料の収集面で新たな課題を抱える図書館も増えています。

これまでに、「地域資料」に関して行われた全国規模の調査としては『地域資料に関する調査研究』（国立国会図書館 平成18年調査）がありますが、この調査から10年が経過しました。この間に生じた変化や新たな課題について改めて全国規模の調査を実施し、実態を把握することが求められています。

そこで、全国公共図書館協議会では、調査・研究事業の一環として、平成28年度・29年度の二か年で「公立図書館における地域資料サービス」をテーマとして調査研究に取り組むこととしました。初年度である平成28年度は、全国の公立図書館を対象に実態調査を実施しました。

今回の調査研究では、根本彰教授（慶應義塾大学）を助言者として迎え、アドバイスいただきながら、全国調整委員及び編集委員がアンケート項目の作成を行いました。また、実態調査の集計及び執筆は編集委員が分担し、報告書にまとめました。

本報告書では集計結果を図表等にまとめ、簡単な解説を付しています。今後、公立図書館における地域資料サービスをさらに充実させるための基礎資料としてご活用いただき、図書館の一層の発展に寄与できれば幸いです。

最後に、この報告書をまとめるに当たり、アンケート調査にご協力をいただいた各図書館の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

全国公共図書館協議会

全国調整委員会

目次

調査概要	1
第1章 図書館概要・サービスの概要	3
1 図書館の概要	3
2 地域資料サービスの概要	4
第2章 地域資料の収集・整理・保存	13
1 地域資料の収集	13
2 地域資料の整理	23
3 地域資料の保存	30
4 地域資料の収集・整理・保存に関する課題	33
第3章 地域資料の利用・提供	35
1 地域資料の利用・提供	35
2 地域資料サービスと児童サービス	43
3 地域資料の利用・提供に関する課題	45
第4章 地域資料のデジタル化	47
1 地域資料のデジタル化	47
2 地域資料のデジタル化に関する課題	54
3 地域資料のデジタル化を実施していない図書館	55
第5章 電子行政資料に対する取組	57
1 電子行政資料の収集	57
2 電子行政資料の保存・提供	60
3 電子行政資料に関する課題	62
4 電子行政資料を収集していない図書館	63
第6章 地域資料サービスの連携・協働	65
1 地域資料サービスに関する連携	65
2 地域資料サービスに関する住民との協働	68
3 地域資料サービスの連携・協働に関する課題	71
4 地域住民と協働した地域資料サービスを実施していない図書館	72
付録 「公立図書館における地域資料サービス実態調査票」	75
1 都道府県立図書館用	77
2 市区町村立図書館用	86
全国調整委員会委員・編集委員会委員名簿	96

調査概要

1 調査の目的

この調査は、全国の公立図書館における地域資料サービスの実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、今後の公立図書館における地域資料サービスのよりよい発展に資することを目的としたものである。

2 調査内容

以下についての実施状況等の調査を行った。

- (1) 図書館概要・地域資料サービス概要
- (2) 収集・整理・保存
- (3) 利用・提供
- (4) デジタル化
- (5) 電子行政資料
- (6) 連携・協働

調査に用いた調査票は、付録「公立図書館における地域資料サービス 実態調査票」にあるとおりである。

3 調査対象館

図書館法第2条2項の地方公共団体が設置する公立図書館を対象とした。広域市町村圏の図書館を含むが、私立図書館は含まない。

自治体において図書館を複数設置している場合も、中心館1館の回答を基本とした。地域資料サービスについて中心的役割を担う図書館（以下、「地域資料中心館」）が、中心館と別にある場合、設問に応じて地域資料中心館が記入、又は中心館が地域資料中心館に聴取し、内容をとりまとめて1つの調査票にて回答するとした。

4 調査対象期間

対象期間は、設問で特別の指示がある場合を除き、平成28年4月1日現在の状況、実績とした。

5 調査方法

調査票の配布と回収の流れは以下の(1)(2)のとおりである。配付は電子メール、回収は電子メール及び郵送により実施した。

(1) 調査票の配付

全公図事務局 → 都道府県立図書館の中心館 → 市区町村立図書館の中心館

(2) 調査票の回収

市区町村立図書館の中心館 → 都道府県立図書館の中心館 → 全公図事務局

6 調査票の回収状況

調査票の回収状況は以下のとおりである。

(1) 回答館数

区分	回答数
都道府県立	47件
市区町村立	1,304件

(2) 回答自治体数

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1,319	1,304	15	98.8%
計	1,366	1,351	15	98.8%

7 計画立案から報告書の作成まで

(1) 実施計画の策定

平成28年4月から6月まで

(2) 実施計画の確定

平成28年7月（全公図総会にて了承）

(3) 調査票案の作成

平成28年8月から11月まで

(4) 全国調整委員会の開催

平成28年11月21日に根本彰教授を助言者に迎え、編集委員会で作成した調査票案等について全国調整委員会において協議を行った。

(5) 調査の依頼

平成28年12月6日に都道府県立図書館（中心館）へ依頼文を送付した。その後は、5(1)にあるような流れで調査票を配布し、調査を依頼した。

(6) 調査票の提出期限

平成29年1月16日

(7) 集計・報告書案の作成

平成29年1月から2月にかけてデータの集計を行い、その結果を踏まえ編集委員会で報告書案を作成した。

(8) 報告書内容の確定

平成29年3月、全国調整委員による報告書案の調整を経て、内容を確定した。

8 この調査における「地域資料」及び「地域資料サービス」の定義

本調査では『地域資料入門』¹を参考に、「地域資料」及び「地域資料サービス」を以下のように定義した。

(1) 地域資料

当該地域を総合的に把握するための資料群

(2) 地域資料サービス

上記(1)のような資料を収集・整理・保存・提供することによって、当該地域に居住する住民を中心とした図書館利用者の多様な資料・情報ニーズに応えること

9 報告書の集計上で留意した点

本報告書では、調査票で得た数値を客観的に説明するにとどめ、具体的な分析や提言は次年度に委ねることとした。

10 その他

報告書の全文及び調査票の記入要領は、全国公共図書館協議会のホームページ内に、PDFファイルで掲載した。

<http://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/tabid/2270/Default.aspx>

¹ 『地域資料入門』根本彰[ほか]著、三多摩郷土資料研究会編、日本図書館協会、1999.4